

霧島市印鑑条例の一部改正について

霧島市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市印鑑条例の一部を改正する条例

霧島市印鑑条例（平成 17 年霧島市条例第 180 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 3 項中「により利用者証明用電子証明書」を「による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「に限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第 35 条の 2 第 7 項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）が改正され、コンビニエンスストア等で移動端末設備による印鑑登録証明書の交付が可能となるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。